

議案第31号

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の全部改正
について

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の全部を次のように
改正しようとする。

平成27年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市立幼稚園の保育料に関する条例

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例（平成4年3月天理
市条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」
という。）に基づき、天理市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）における利用
者負担額（以下「保育料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育料）

第2条 幼稚園に入園する子どもの保護者（法第6条第2項に規定する保護者
をいう。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務
者をいう。）は、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第3
号の規定による政令で定める額の範囲内において市長が規則で定める額（本
市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）の保育
料を納付しなければならない。

（保育料の徴収）

第3条 保育料は、当月分を毎月15日までに徴収する。

（保育料の還付）

第4条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認
めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（保育料の減免）

第5条 市長は、特に必要があると認める者に対して、保育料を減額し、又は
免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(法附則第9条第1項の適用がある間の保育料の経過措置)

2 法附則第9条第1項の適用を受ける間の保育料は、第2条の規定にかかわらず、同項第1号イ又は第2号イ(1)に規定する政令で定める額の範囲内で市長が規則で定める額とする。